

## 表示内容の見直しについて

- 現行リストにおいてはその内容の検討に使用した情報を網羅的に整理して提示している。今後のリストの用途を鑑み、新リストに掲載する情報を以下のとおり整理したい。
- なお、今般のリスト見直しにおいて新たに追加を検討するも最終的に追加されなかった種についても、別途、掲載可否評価項目毎の評価と併せて公表する予定。

## &lt;生態系被害防止外来種リスト 表示内容の見直し案&gt;

現行リスト	改定リスト
<p>本体</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和名</li> <li>・学名</li> <li>・分類群</li> <li>・選定理由（Ⅰ～Ⅳ（動物）、Ⅰ～Ⅴ（植物）の番号※<sub>1</sub>で整理）</li> <li>・<u>カテゴリ区分</u></li> <li>・定着段階（未定着／分布初期／拡大期／まん延期の4段階で整理。限定分布の場合はその旨記載。また、小笠原・南西諸島に分布している場合、<u>国内由来外来種の場合もその旨記載</u>）</li> <li>・<u>特定外来生物か否か</u></li> <li>・旧要注意外来生物※<sub>2</sub>か否か</li> </ul> <p>&lt;総合対策外来種の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策優先度の要件（①～⑤の番号※<sub>3</sub>で整理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和名</li> <li>・学名</li> <li>・分類群</li> <li>・選定理由（Ⅰ～Ⅳ（動物）、Ⅰ～Ⅴ（植物）の番号※<sub>1</sub>で整理）</li> <li>・<u>カテゴリ区分</u></li> <li>・定着段階（未定着／分布初期／拡大期／まん延期の4段階で整理）※未定着、分布初期の種について徹底対応の必要性を強調</li> <li>・<u>日本での分布</u></li> <li>・<u>国内由来外来種か否か</u></li> <li>・<u>特定外来生物か否か</u> (削除)</li> <li>&lt;定着予防外来種の場合&gt;</li> <li>・<u>要緊急対処特定外来生物か否か</u></li> <li>&lt;総合対策外来種の場合&gt;</li> <li>・対策優先度の要件（①～⑤の番号※<sub>3</sub>で整理）</li> </ul>
<p>付加情報（別紙）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載可否評価項目毎の評価（○、◎、－※<sub>1</sub>で整理）</li> <li>・原産地及び国外分布</li> <li>・日本での分布</li> <li>・生息環境等（「森林」、「河川」等）</li> <li>・利用状況</li> <li>・利用上の留意点</li> <li>・備考（定着理由、具体の被害状況等の情報を雑多に整理）</li> <li>・リスト掲載根拠（特定外来生物か否か等）</li> <li>・文献等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載可否評価項目毎の評価（○、◎、－※<sub>1</sub>で整理）</li> <li>・<u>国際機関作成リスト掲載種か否か</u></li> <li>・<u>都道府県作成リスト掲載種か否か</u></li> <li>・原産地及び国外分布 (削除)</li> <li>・生息環境等（「森林」、「河川」等）</li> <li>・利用状況</li> <li>・利用上の留意点</li> <li>・備考（定着理由、具体の被害状況等の情報を雑多に整理）</li> <li>・文献等</li> <li>・<u>他法令での位置付け</u></li> </ul>

※波下線はパンフレット（普及啓発資料）の掲載情報。

※1) 個々の種に関するリスト掲載の適否は、①侵略性に係る複数の評価項目について「◎」「○」「×」「－」の4段階で評価した上で、②その結果をI～IV（動物）またはI～V（植物）の観点を踏まえつつ、総合的に判断している。

① 侵略性に係る評価項目及びその評価基準

大項目	小項目	詳細	評価が「◎」となる該当例
定着可能性	生物学的定着可能性	我が国の気候や環境に適合できるか、国内で繁殖できるか等	古くから利用されておりかつ未定着のもの(イネ等)以外の多くの種
	導入可能性	生体・散布体が大量に輸入されている、輸入物資に大量に混入・付着している可能性が高いか等	一般飼養されている動物(フェレット)や、観賞・植栽用の植物
生態系被害	競争	在来種との競争が国内外で報告されているか、高密度化、優占、他種の生育阻害があるか	生育場所を覆う植物、カワヒバリガイ
	交雑	国内に同属、近縁の在来種があり、交雑による遺伝的攪乱の可能性はあるか	在来種・絶滅危惧種との交雑が報告されている種
	捕食・摂食 ※動物のみ	在来種を大量に捕食、摂食する可能性があるか	多くの捕食性動物や、ザリガニ類など広食性の動物
	生態系改変	食物連鎖の改変、礫河原等での定着、砂の堆積・浸食、富栄養化等があるか	窒素固定をするマメ科、干潟を草原化するスパルティナ等
分布拡大・拡散	繁殖	繁殖力が強く分布拡大抑制が困難か	(国内外で報告されている多くの種が該当)
	気候	気候・環境に適合し分布拡大の可能性が高いか	(我が国の気候は多様であることから多くの種が該当)
	散布	種子もしくは幼生の散布距離が大きい、分散能力が大きいか	種子や栄養体が風や水により移動散布される種
	永続性 ※植物のみ	自然環境下で個体群が永続的に維持されるか	耐陰性が高い種、水辺で長期間繁茂する種、寿命が長い種
重要地域		国立公園や世界自然遺産地域等の原生的自然、固有種・絶滅危惧種の生息・生育地への影響の有無	希少種の集中地域に定着しているノネコ、オオヒキガエル、オオハンゴンソウ
特に問題となる被害	人体	人に重度の障害や重傷を負わせる、重篤な被害(誤食による中毒や麻薬になる)をもたらすか	タイワンハブ、セアカゴケグモ、アツミゲシ
	経済産業	農林水産業等の産業・経済に深刻な被害を及ぼしている、またはその可能性が高いか	農作物に経済的な被害をもたらすアライグマやオオクチバス、水利用の障害となる水草
逸出・拡散	利用	生餌、野外飼育等の利用がなされている、または、野外放流、播種がなされているか	放流がなされているニジマス、緑化利用されるハリエンジュ
	付着・混入	流通する物資等に混入、付着している可能性が高いか	放流種苗に混入するブルーギル、動物に付着する種子を持つアレチヌスビトハギ

▼評価基準(4段階)

「◎」…情報が有り、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」。
「○」…情報が有り、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」。
「×」…情報が有り、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」。
「－」…現時点では、該当する情報を得ていない。

② ①の各項目の評価を踏まえたリスト掲載適否の判断（Ⅰ～Ⅳ（Ⅴ）の該当性判断）について

**動物**：定着可能なものを対象として、次のⅠ～Ⅳに1つ以上該当する種類をリスト掲載対象としている。

- I. 生態系被害が大きいもの（生態系被害で「◎」となる、複数の項目で「○」となることなどを重視）  
（競合、交雑、捕食・摂食により在来種を著しく減少させたり地域的絶滅を引き起こすものや、在来種の生息環境を著しく損なうもの等）  
例：オオクチバス（捕食、競合）
- II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い（「重要地域への被害が「◎」となることを重視）  
（国立公園・国定公園等や世界自然遺産地域、自然環境保全地域などの地域及びそれらの地域に侵入し得る地域（保全上重要な地域の近傍や同一水系など）に侵入・定着し得て、かつ生態系等に被害をもたらす等）  
例：グリーンアノール（国立公園における捕食影響）
- III. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの（生態系被害で「○」と評価されている、「人体」被害や「経済・産業」被害が「◎」となることを重視）  
（人にかみつく、刺す、毒を注入するなどを通して健康に顕著な被害を与えたり、農林水産物を採食する、畑を踏み荒らすなどの顕著な被害を与える等）  
例：セアカゴケグモ（人体被害）
- IV. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの（同属の類似種が国内外で侵略的外来種になっているもの、近年（最近約XX年間）において新たに我が国への侵入や逸出が確認され、定着や分布拡大が懸念されるもの等）  
例：ミステリークレイフィッシュ（特定外来生物に指定される前は広く流通しており、北海道と愛媛県で野外確認例あり）

**植物**：定着可能なものを対象として、次のⅠ～Ⅴに1つ以上該当する種類をリスト掲載対象としている。

- I. 生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高いもの。（「生態系被害」の「交雑」が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、交雑は不可逆的な影響であるため特に重視。  
（交雑により在来種の遺伝的攪乱を引き起こし、在来種を減少させたり、地域的絶滅を引き起こすもの）  
例：オオカワヂシャ（絶滅危惧種のカワヂシャと生育環境が同じで、雑種のホナガカワヂシャが各地で確認されており、ホナガカワヂシャの種子には発芽能力あり）
- II. 生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高いもの。（「重要地域」への被害が「◎」となることを重視）  
（国立公園・国定公園等や世界自然遺産地域、自然環境保全地域などの地域及びそれらの地域に侵入し得る地域（保全上重要な地域の近傍や同一水系など）に侵入・定着し、かつ生態系等に被害をもたらす等）  
例：オオハンゴンソウ（国立公園における在来種との競合）
- III. 人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高いもの。（「人体」被害が「◎」となることを重視）  
（人に対する毒性を持つなどを通して健康に顕著な被害を与える等）  
例：チョウセンアサガオ属（猛毒の神経毒を含み誤食による食中毒の報告が多数あり）
- IV. 生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高いもの。（「生態系被害」のうち、「競合」又は「改変」が「◎」で、かつ「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」の複数項目が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、競合又は改変の影響が、拡大、継続することを重視。  
（野外において著しく繁茂し、かつ種子や栄養繁殖により非意図的に拡散しやすい等）  
例：ツルヒヨドリ（茎の破片や冠毛を持つ種子により拡散して繁茂）
- V. 生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もあるもの。（「生態系被害」の「競合」又は「経済・産業」が「◎」、「重要地域」又は「人体」が「○」、「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」が「◎」となることを重視）  
（農地などで顕著に繁茂して被害をもたらす、かつ種子や栄養繁殖により非意図的に拡散しやすい等）  
例：ナガエツルノゲイトウ（茎の切片が水流等により水田に拡散して繁茂）

※2) 要注意外来生物リストは、2005（平成17）年に環境省が、外来生物法に基づかずに個人や事業者等に対し適切な取扱いについて理解と協力をお願いする種として148種を選定したもの。生態系被害防止外来種リストの作成（2015（平成27）年）を以て発展的解消。

※3) 総合対策外来種のうち緊急対策外来種及び重点対策外来種については、被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当することを条件としている。加えて、緊急対策外来種については、対策の実効性、実行可能性に関する基準⑤に該当することも条件としている。

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。（対策の実効性、実行可能性）